

野々市市「くらしのガイドブック」官民協働発行事業仕様書

本仕様書は、野々市市「くらしのガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）の協働発行事業に関する内容を定めたものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、野々市市（以下「市」という。）と協働発行事業者（以下「事業者」という。）が協議の上、決定するものとする。

1. 事業概要

市民の暮らしに役立つ情報提供を目的として、市役所の窓口や各種手続き等の行政情報に地域情報や生活情報、企業等の広告（以下「広告」という。）を加えたガイドブックを事業者のもつノウハウを活用して協働で発行する「官民協働事業」として実施する。

2. 発行時期

令和8年12月頃

3. 発行部数

総発行部数 約27,500部（内訳は次のとおり。詳細は事業者と協議する。）

- (1) 全世帯配布分 約26,000部
- (2) 転入世帯分 約1,200部
- (3) 広告掲載者提供分 300部

4. 規格等

- (1) 組版 A4判、4色フルカラー
- (2) 頁数 表紙：4ページ
本文：100ページ程度
- (3) 紙質 表紙：コート紙<86.5>A判、157g/m²相当
本文：上質紙<35>A判、64g/m²相当
- (4) 製本 無線綴じ

5. 主な掲載内容

- (1) 行政情報
- (2) 地域情報、その他市民生活に必要な情報
- (3) 防災情報
- (4) 広告

6. 作成経費

事業者はガイドブックに広告を掲載し、その広告の掲載により得られる収入は事業者に帰属するものとする。ガイドブックの企画、編集、印刷、製本及び配布に掛かる費用は、事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。

7. 広告の掲載

- (1) 全紙面に対する広告の割合は概ね 30%以下とする。
- (2) ガイドブックに掲載できる広告については、野々市市有料広告掲載取扱要綱（平成 19 年 5 月 1 日野々市町告示第 54 号）の規定を遵守するものとする。また、掲載面や位置等は市と協議の上決定することとする。
- (3) 広告は、一見して広告であるとわかる表示又は体裁とすること。
- (4) 市は、事業者が集めた広告について審査を行い、承認するものとする。審査の結果、掲載不適合と判断された場合は、事業者は広告内容の修正又は広告主の変更をしなければならない。この場合において生じる経費は事業者の負担とする。
- (5) 広告主の募集は事業者が行い、市は関与しないものとする。ただし、事業者から依頼があつた場合は、必要と認める範囲で、市内事業者等に向けた事業周知を行う。

8. 制作方法

- (1) 市は事業者にガイドブックの制作に必要な情報を電子データ等で提供する。
- (2) 事業者は、市からの提供情報及び事業者が収集した情報を基に、ガイドブックの企画編集、印刷、製本及び配布を行うものとする。
- (3) 事業者は、ガイドブックの制作に関し以下の事項を遵守すること。
 - ア 文字・写真・イラストの大きさ、配列及び配色については、高齢者や視覚障がい者等に配慮し誰もが見やすい視認性の高いものとすること。
 - イ 校正作業は、双方協力して行い、市の校了をもって終了するものとする。
 - ウ 広告の制作は、事業者が行うこと。

9. 著作権の帰属

- (1) 市が提供する行政情報等は、全て市に帰属するものとし、事業者は当該情報の他の媒体への転載及び引用等を行う場合は、あらかじめ市の許可を得なければならない。
- (2) 事業者がガイドブックの制作のために収集した情報及び広告は事業者に帰属するものとし、市が当該情報等の他の媒体への転載及び引用等を行う場合は、事業者の許可を得るものとする。

10. 納品

- (1) 事業者は、転入者用のガイドブックを市が指定する場所に納品すること。
- (2) 事業者は、ガイドブックを市内の全世帯へ発行月の翌月末日までに一斉に配布すること。なお、配布残部については市が指定する場所に納品すること。
- (3) 事業者は、ガイドブックが未配布の世帯から配布の要請があったときは、その都度、速やかに配布すること。
- (4) 事業者は、ガイドブックの納品時に全ページ分の電子データ（PDF 形式）を市に提供すること。

11. 責任分担及び問い合わせ等の対応

- (1) 行政情報に関する責任は市が負うこととし、問い合わせ等があれば市が対応することとする。
- (2) 行政情報以外に関しては事業者が責任を負い、問い合わせ等があれば事業者が対応することとする。